

<セミナー>

「介護保険制度等を活用した移動支援と関係省庁施策との連携」

総合事業を活用した移動支援に係る制度等と
取組の立上プロセスについて

政策研究事業本部 社会政策部 部長
主任研究員 鈴木俊之

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

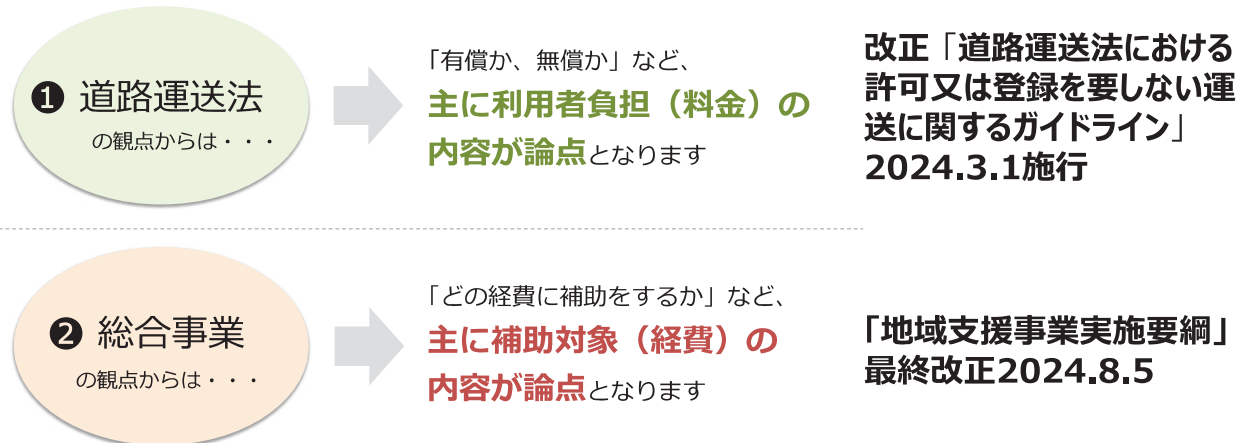


I. 総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

■「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

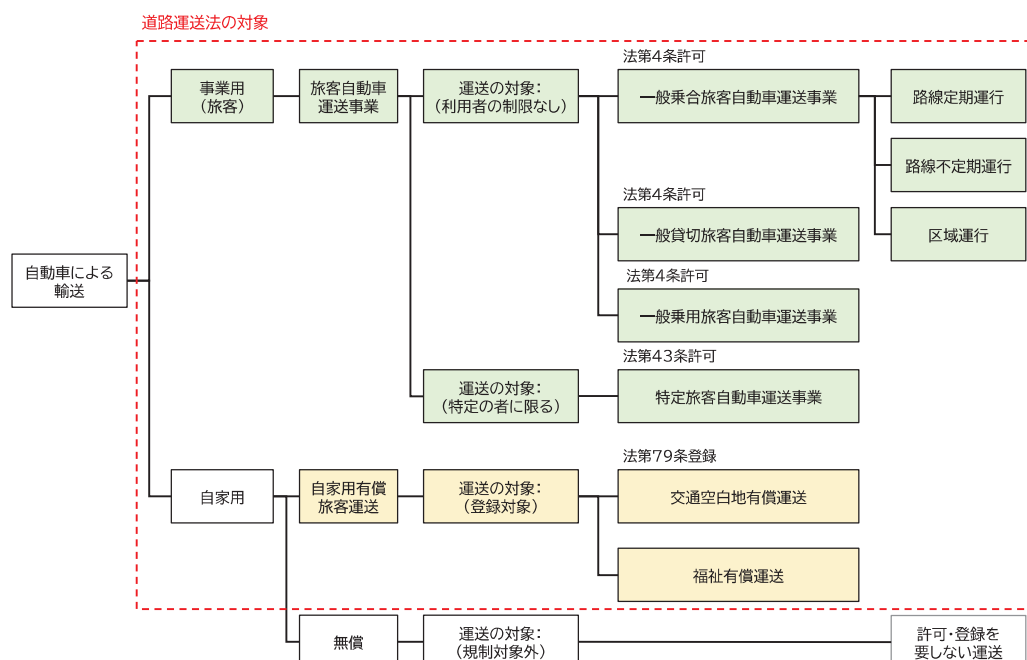
図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」
令和元 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



① ガソリン代等実費

- ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。
- なお、この時の保険料とは、「①ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「②レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。
- 重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。
- したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。

② 任意の謝礼

- 運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。
- ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえ、任意の謝礼とはみなされません。
- また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

③ 施設等の送迎(デイサービスや通いの場など)

- 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取るとは問題ありません。
- また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。
- また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送

- ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。
- 1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。
- 一律の料金体系とは、例えば1回あたり●●円や1時間あたり▲▲円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。
- 2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。
- また、これら2つのタイプにおいて、「①ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。
- ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。

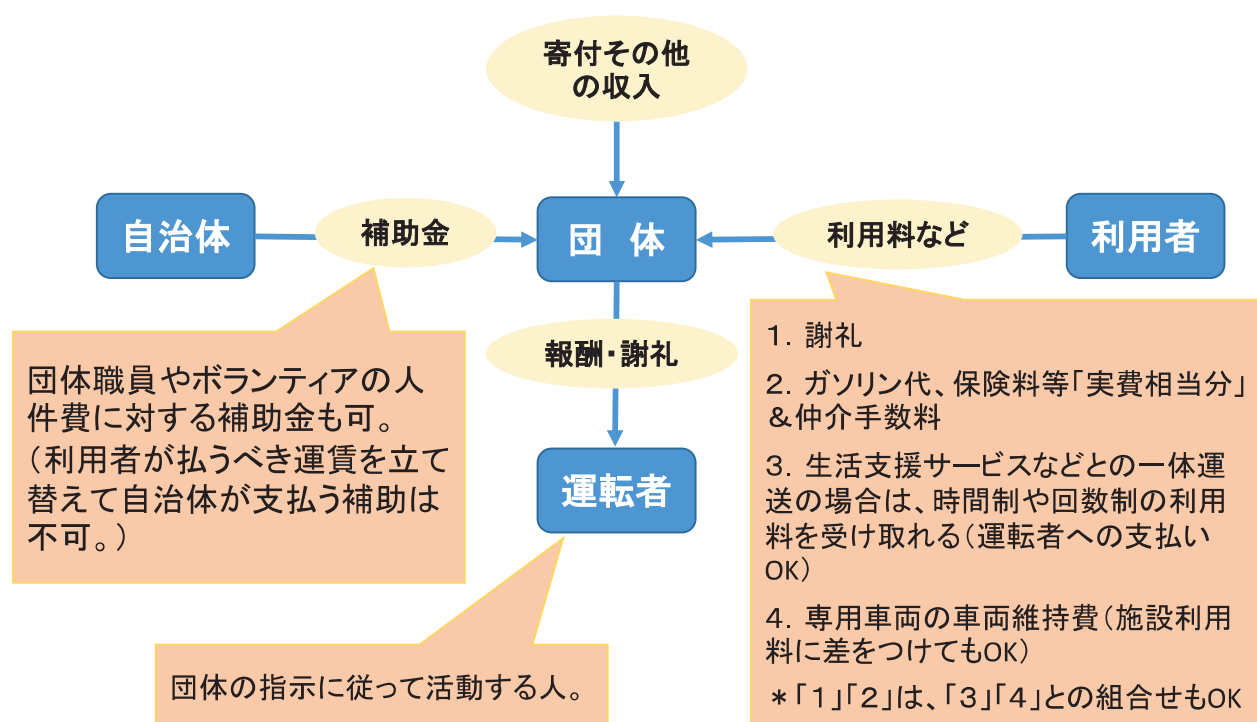
⑤ 国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

- 運送主体が「利用者以外から収受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。
- 例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。
- 運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。
- また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。
- 国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

⑥ NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

- NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手(職員、登録ボランティア等)が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。
- また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。
- NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合 (参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



総合事業で補助できる経費について

	訪問D		通所B・C/ 一般介護予防事業	訪問B	一般介護予防事業 (補助の場合)
	類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
	通院・買い物等の移動 支援や送迎前後の生 活支援	通所型サービス・通い の場の運営主体と別 の主体による送迎	通所型サービス・通い の場の運営主体と同 一の主体による送迎	生活援助等と一体的 に提供される送迎	通院・買い物等をする 場合における、一般介 護予防事業による送 迎
ボランティア 奨励金 ※1	○	○	○	○	×
ガソリン代等 実費	○	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ※2	○	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ※3	○	○	○	○	○
車両維持・ 購入費	○	○	○	○	○
コーディネーター 人件費	○	○	○	○	○
家賃・通信費	○	○	○	○	○

※1 ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)
※2 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
※3 自動車に乗車していない、乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険
(サービス・活動Aとして、実施に係る費用全額を市町村が委託費として団体等に支払い実施することも可能)

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の主な5つの類型

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」

主に「何に補助することができるか？」

		無償			有償	
		許可又は登録を要しない運送 (白ナンバー)			自家用有償 旅客運送 (白ナンバー)	旅客自動車 運送事業 (緑ナンバー)
		通いの場等の 利用料金 + ガソリン代等 実費	個人・団体等 生活援助等 の利用料金 + ガソリン代等 実費	ガソリン代等 実費のみ	NPO等 送迎の料金 (営利とは認められない範囲の 対価)	交通事業者 送迎の料金 (営利)
訪問型サービスD ケース1) 訪問型サービスD ケース2)	① 病院・ 買い物等	類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援				
	② 通所A	類型②：通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎				
	③ 通所B					
	④ 通所C					
	⑤ 一般 介護予防					
通所型サービスB	⑥ 通所B	類型③： 通所型サービス・通い の場の運営主体と同一 の主体による 送迎				
通所型サービスC	⑦ 通所C					
一般介護 予防事業	⑧ 一般 介護予防					
訪問型サービスB	⑨ 病院・ 買い物等			類型⑤：通院・買い物等をする場合における、 一般介護予防事業による送迎		
	⑩ 病院・ 買い物等		類型④：生活援助等 と一体的に提供される 送迎			
総合事業による 補助等なし	制限なし	その他（※道路運送法の観点にのみ留意）				

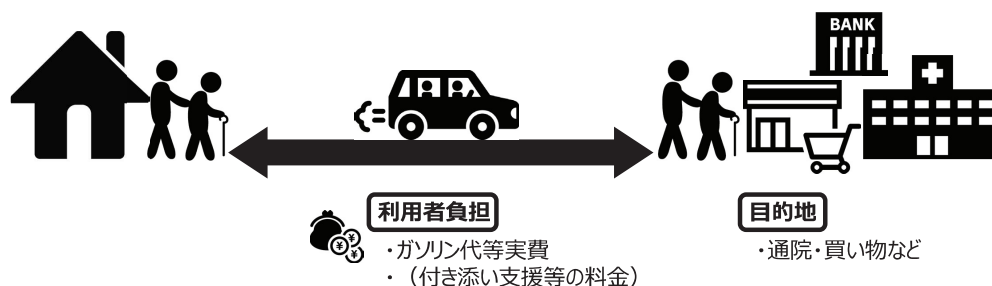
類型①:通院・買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D)

【特徴】

- 移動支援や送迎前後の生活支援を行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まり、医療機関への通院のほか、買い物等を支援することも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



10

MUFG

類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D)

【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。



11

MUFG

類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C/一般介護予防)

【特徴】

- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 通いの場等の利用者からは、通いの場等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通いの場等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。



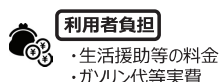
類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

【特徴】

- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることも可能です。その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
 ※ 実質的に送迎が行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

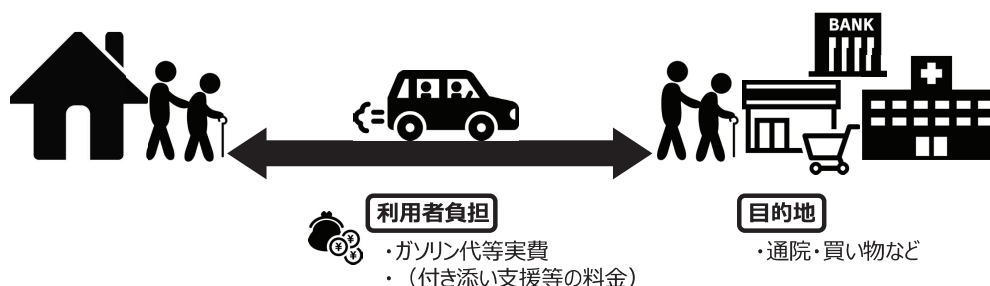
類型⑤:通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

【特徴】

- 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)であり、65歳以上の高齢者が担い手(運転者や添乗者、参加者等)として行う取組を支援するものです。
- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。
- 対象者は要支援者等に限定されません。

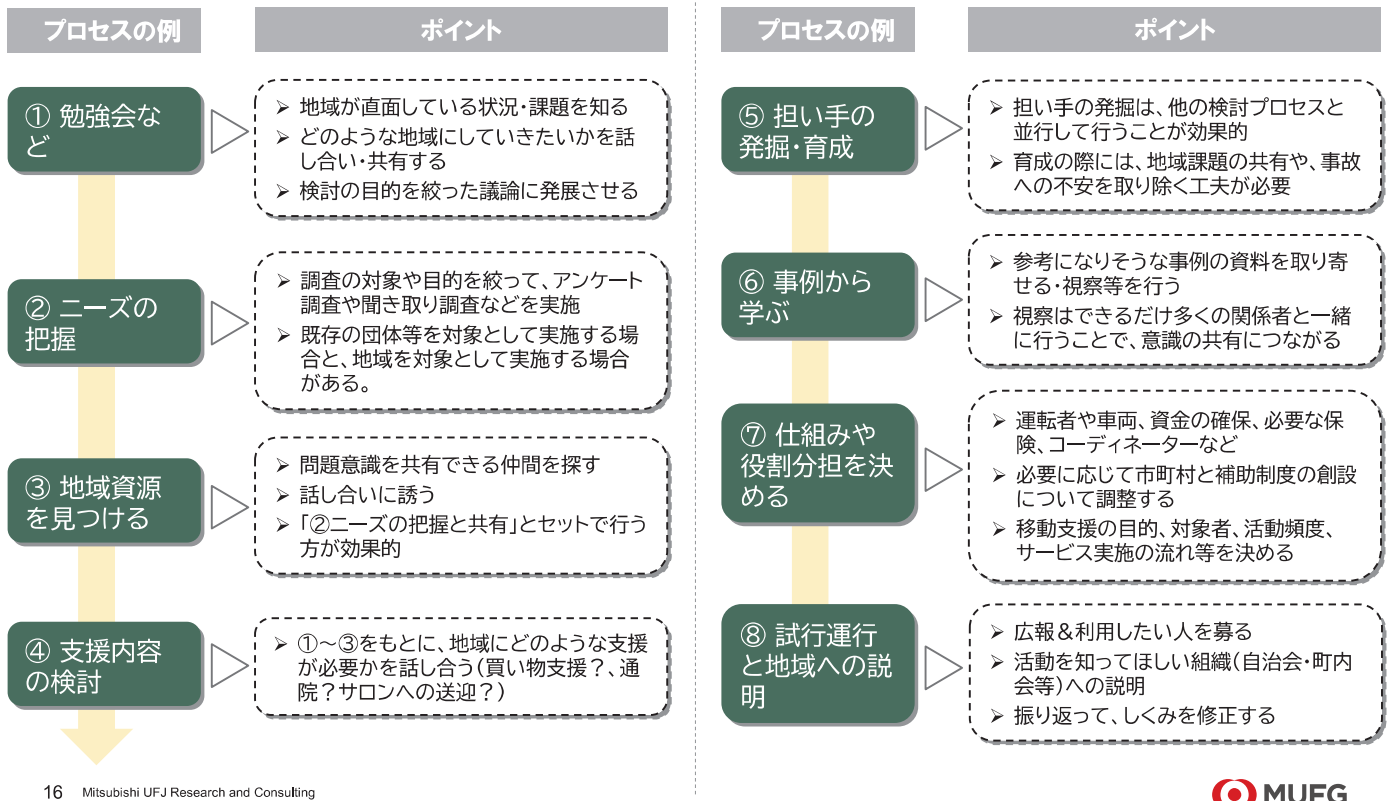
【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



Ⅱ. 地域における移動支援の取組の立ち上げプロセス

住民主体の移動支援の取組の立ち上げプロセス(例)



16 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MUFG

大阪府 太子町

町・包括・社協の職員で構成されたチームによる、地域でのキメの細かい丁寧な議論を通じて、住民主体の活動を創出

① 勉強会など

■ 町会・自治会単位でのキメの細かい丁寧な議論が、取組の実現に向けた強固な基盤となっている

- 太子町では、生活支援体制整備事業として、平成28年6月より、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員で構成されたチームが、町会・自治会ごとに「地域づくりからの支え合い勉強会」を開催した(計37回開催、約700名が参加)。
- 勉強会では、地域を「知る」、地域のことを「考える」ためのWSを実施するとともに、勉強会に参加した有志から構成される研究会を開催し、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定した。

<地域づくりからの支え合い勉強会の様子>



(太子町資料)

■ 目的意識を持った短期集中の検討場である「円卓会議」が、住民の意見を施策にストレートに反映

- さらに、その具体的な解決策を短期集中で検討する「移動・外出支援」円卓会議を設置し(平成29年7月)、先進事例の視察やモデル実施団体候補の選定、実施要項の作成などを行い、平成29年11月よりモデル事業を実施した。
- 円卓会議では、「補助要綱」や「公用车貸出事業」などの具体的な内容について議論するなど、実際に活動する地域住民の意見をストレートに反映できる仕組みとなっている。

<太子町で活動する3つの会議・勉強会>

名称	頻度	概要
① 地域づくりからの支え合い勉強会	通年	・ 町内に48ある町会・自治会で順番にWSを開催 ・ 勉強会では「知る」・「考える」の2つを実施 ・ 研究会(有志)で、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定
② SASAE 愛 太子	随時	・ 第1層協議体の位置付け(町営) ・ コアメンバーは約30名。第1層SCは社協に委託 ・ ①で把握された課題を共有し、③の円卓会議につなげる。
③ 円卓会議	短期集中	・ 「② SASAE 愛 太子」の中に、課題ごとに設置。共通の課題を抱えるメンバーに、外部から有識者や専門家を加えて構成 ・ 短期集中的に検討を行い、目標達成後に解散 ・ 同時に、最大3つまで設置することができる

<第2層協議体での会話から「便利なバスの使い方」の案内ができた例>

既存の資源を見直す『交通1』

《協議体での会話》

①私、ついこの前、運転免許を返したの。

②不自由になったやろう…。

③まあね。でも、ハギカを使えば病院も買い物も安く行けるし、安心してバスで行かれるよ。

④え〜？どういこと…？

⑤知らないの？こんな良いこと！案外、便利なんよ。

既存の資源を見直す『交通2』

《協議体での会話》

①どんな乗り方してるか、みんなに教えてよ。

②ええよ〜！買い物に行く時はね〇〇〇〇市民病院は〇〇〇〇おでかけも〇〇〇〇

③踊り習いに行く時も使いよるんかね？

④少し時間はかかるけど、自分が運転することを思えばね…

⑤他の人にも教えてあげたいが…。

⑥じゃあ、次の協議体の時に、病院や買い物の行き方や、乗り継ぎ方など、調べましょう！

既存の資源を見直す『交通3』

《次の協議体で、時間調べ》

①時間表って、字は小さいし、見にくいねえ…

②どこで乗り継ぐかって、時間表じゃなくて路線図？

③こねーに見にくかったら、年取ったら無理やね…

④簡単に見れるものあったら良いんじゃない！

⑤そもそも、どこの病院によく行くんじやろ？

⑥市民病院、〇〇整形、〇〇眼科、歯医者も。その帰りに、サンリブに買い物も行ってよね。

⑦午前か？午後か？

⑧病院だけじゃない。津和野やら仙崎やら。乗せてはいかれんけど、バスでみんなで行くのは楽しいよ。

⑨これ、サロンで教えてあげたいね

⑩では、次回までにまとめてくるね！！

便利なバスの使い方 ~生活編~

ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの集まりなど、高齢者が集まる場所で紹介しました。

運転免許を持っていても、友達を乗せるのはちょっと…。でも、お友達と一緒にミニ旅行気分。楽しいし、元気が出る。介護予防につながる！

楽しいバスの使い方 ~おでかけ編~

自分の時刻表をつくらう！
でも、バス停まで距離がある人は？

新しい課題

(萩市資料)

18 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



(山口県萩市 続き)

行政と連携して『交通5』

～大井地区～

次の課題

- ・自宅から、バス停までが行けない…
- ・地域内にある、郵便局、金融機関、支所（出張所）、駅、コンビニなどに行きたい。

現状の整理

- ・地域内をまわるバスはない
- ・地域内にはタクシー事業者もない
- ・地区社協が実施する訪問型サービスBでは、通院や買い物を支援する仕組みがある
- ・地区社協が実施する独自事業で市内中心部までの買い物支援バスを毎月1回運行している

課題解決に向けて

- ・市内の中山間地には、市役所が実施するデマンド式の車の運行があるけど、それと同じ仕組みって出来ないのかな？
- ・商工政策部（公共交通政策室）に相談しよう！
- ・協議体に来てもらおう！

（萩市資料）

総合事業の移動支援・送迎ではなく、「誰でも利用できる移動手段が欲しい」という意見があったことから、商工観光部（公共交通政策室）が協議体に参加し、自家用有償運送や許可・登録を要しない運送についての勉強会を開催したところ、「萩市コミュニティ交通モデル形成事業」（有償運送の実現に向けた2年間のモデル事業）が誕生

行政と連携して『交通6』

～大井地区～

《交通の仕組みについて説明》 * 公共交通政策室

- ・自家用有償旅客運送や公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の違い
- ・許可・登録を要しない運送の検討（メリットやデメリット）

『萩市コミュニティ交通モデル形成事業』にのりませんか？

①路線図と時刻表作成からじゃね！

②定時定路線？デマンド式？

③ふるさとまつりの送迎車運行と同じような運行が良いんじゃない！

④でも…、駅にもJFにも寄らんと。

⑤そうよね… 悩むね… みんなが良いように…

⑥ここで考えるより、実際に生活支援車を走らせてみたらどうですか？

（萩市資料）

19 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

1. 「脈のありそうな団体」を探して、集中的にアプローチ

- 既存のボランティア団体等を対象に、ヒアリング調査やアンケート調査を実施。「移動支援・送迎のニーズはないか?」、「何があれば取組を始められるか?」、「総合事業等の枠組みで支援できることはないか?」などの検討を行い取組の創出につなげる。
- まずは、地域内に先進事例をつくり、他の地域への横展開を図る。

パターン①: 既存の通いの場等において、送迎のニーズはないか?

- ✓ 「送迎がないことで、来られない・来られなくなった人がいる」という経験や、「送迎をしたいと思っていたが、どうしたら良いか分からない」という悩みを抱えている人達を見つける。
- ✓ 団体の中で送迎が難しい場合は、社会福祉法人の協力を得るなど地域資源の活用を模索。

- ⇒ 類型②: 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎
- ⇒ 類型③: 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎

パターン②: 既存の生活援助等を行う団体等は、移動支援のニーズを把握していないか?

- ✓ 日頃、様々な生活援助等を行う中で、移動支援のニーズが多いと感じながら、「制度が複雑でわからない」、「事故が心配」などを理由に一步が踏み出せていない人達を見つける。

- ⇒ 類型④: 生活援助等と一体的に提供される送迎送迎

2. 「既存の移動支援・送迎の取組」を対象にアプローチ

- 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等を含めた地域資源の把握を行い、市町村等が支援することにより「持続可能な活動が可能になる」、「安心・安全につながる」といった支援をすることができないか模索する。

パターン③: 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等が必要とする支援はないか?

- ✓ 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等も、「不安を抱えながら」活動をしているケースは多い。
以下のような不安に対して、「活動の妨げにならないような」支援を模索する。

< 既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安(例) >

- マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配。ボランティアが行う移動支援について、どのような保険に入れば良いか?
- マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる。車両を用意してもらうことはできないか?
- 運転技術や支援の方法に不安がある。講習を実施してもらえないか?
- このまま取組を持続していけるか不安がある。経費や担い手の確保について、市町村から支援を得られないか?
- どのような料金であれば、利用者からもらうことができるか?

3. 地域を対象としたアンケート調査でニーズと担い手を発掘

- 調査自体にも「地域のつながり」を生み出す効果が期待されるため、面接調査の実施や、調査票の配布・回収に係る作業については、町内会の協力などを得ながら実施するなどの工夫が考えられる。
- 調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、基本的には「① 対象地域の全戸を調査対象とすること」、「② 回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的(※ 地域の実情に応じてご判断ください)。

パターン④：地域を対象としたアンケート調査の実施による、ニーズ等の把握と地域資源のマッチング

- ✓ 「地域の●●%の人がこう思っている」などの地域の「傾向」を知るためのアンケート調査ではなく、「ニーズと担い手を一本釣り」するためのアンケート調査とする場合は、調査後に直接連絡がとれるように連絡先を記載してもらうことを推奨。
- ✓ また、「アンケートを返送してくれない人」が問題を抱えているケースは多いため、できるだけ「訪問配布・訪問回収」とすることが望ましい。
- ✓ 手間のかかる調査であるため、市町村全域ではなく、地域の実情を踏まえながら、まずは特定の地域で実施。

※ 調査票は、「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)において、モデル市町の1つ栃木県さくら市が作成したものを

22 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

重要 喜連川地域のみなさまへ 《アンケートのお願い》

市では、住環境にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮らしていける事」を目指し、地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができると思える方々を募集しています。そのためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケートを取ることにしました。

お忙しいとは思いますが、ご協力いただければ幸いです。これからの自分達のためです。よろしくお願いいたします。

記入後は封筒に入れて封をして、担い手の方に郵送をお願いします。

返書は4月2日(金)までに返書先へお送りください。

*よろしければ返書者の情報を記入して下さい。

性別	① 男	② 女	年齢	歳	お住いの行政区
氏名					
電話番号					

個人情報を今回の目的以外に使用することは一切ありません。守秘義務を遵守します。

◎近所の誰かに「手助けをお願いしたい」と、近所の誰かに「手助けができること」を教えてください。(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方がいれば、家族が手助けできることと一緒にご記入ください。)

助け合い・支え合い項目	手助けしてほしい	手助けできる
① 見守りや声かけ(安全確認、日中の話し相手)		
② 料理、洗濯、掃除などの家事		
③ 買い物		
④ 車やバイクの手入れ(車の点検や修理など)		
⑤ 家電製品の設置		
⑥ 車やバイクの運転		
⑦ 庭木の剪定		
⑧ 室内の掃除や洗濯		
⑨ 買い物や送迎代行		
⑩ 通院の送迎や付き添い		
⑪ 憩いの場づくり(食事のしつこ)		
⑫ その他		
⑬ 特に無し		

※裏面もありますので、よろしくお読みください。

神奈川県 秦野市

ドライバー養成研修や修了者へのフォローアップ、「就職説明・意見交換会」等を通じた、担い手の発掘・活動支援

⑤ 担い手の発掘・育成

■ 介護保険の被保険者証の送付等に合わせて担い手育成講習会を案内

- 65歳を迎えた市民の誕生月に送付する介護保険被保険者証や、65歳以上の人に送る介護保険料額の決定通知(6~7月)などを送付する際に、「ヘルパー研修」や「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」等の日程一覧表を同封している。
- これは、地域活動に興味を持っていると思われる、65歳以上の方々をターゲットにした担い手募集の取組であり、同封した日程一覧表をみて問い合わせをしてきた方を対象に、個別のチラシを送付している。

■ 地域支え合い型認定ドライバー研修の実施と、修了者へのフォローアップ

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくことの意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

<研修受講者の募集方法について>

周知方法

- ・ 広報はだの、秦野市ホームページへ掲載
- ・ チラシの設置(市内公施設等)
- ・ 介護保険料決定通知(※1)
- ・ 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ(※2)

※1

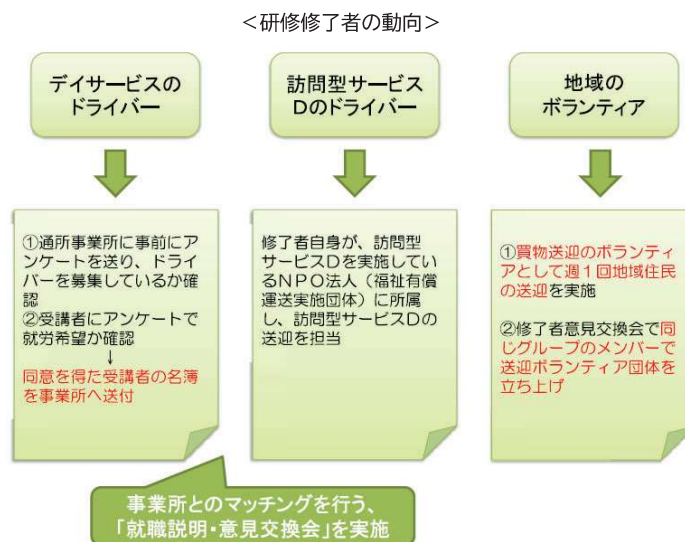
※2

↓A5サイズ

(秦野市資料)

■ ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

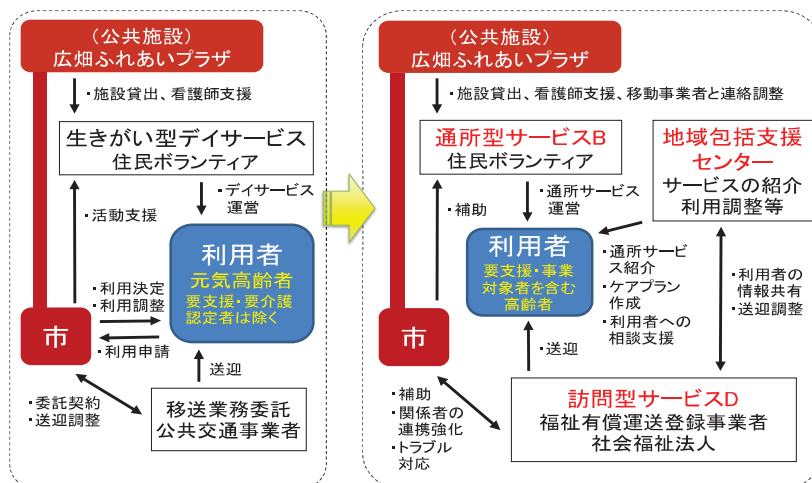
- 研修修了者について、デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施している。
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。



(秦野市資料)

■ 移動支援の主体は、住民ボランティアだけではない

- 「通所型サービスB」への送迎を「訪問型サービスD」として、近隣の福祉有償運送登録事業者へ送迎車両と運転者を提供を依頼。
- 送迎を行うNPO法人は、普段からデイサービスの送迎を行うプロ（福祉有償運送登録事業者でもある）であり、住民も安心して利用することができ、また他の社会福祉法人も車両と運転者の遊休時間帯の活用であったため快諾。
- その後も「通所B＋訪問D」の組み合わせを普及させていき、複数か所で通所型サービスBで同様の仕組みが稼働。



(秦野市資料)

■ 研修会や視察を通じた、地域の取組意欲の醸成

- 日野町では、「東桜谷地区おしゃべり会」による移動支援事業「おたすけカゴヤ」が展開されており、地区内に住む高齢者等の通院や買い物支援の足として活用されている(マイカーによる送迎)。
- 研修会(平成29年6月)では、「さわやか福祉財団」のインストラクターを招き「助け合い体験ゲーム」を実施し、視察(同年9月)については、「米原市大野木長寿村まちづくり会社」に視察に行っている。
- 視察については、当初は「全国的に有名な取組であることから、あまり参考にならない」という思いもありましたが、**実際の取組をみると「一番乗りやすい自分の軽トラで送迎をしているのを見て、これは絶対にやろうという気持ちになった」**など、地域で機運が高まる大きなきっかけとなった。
- 平成29年11月には、研修会の参加者から「特に地域の課題を感じ、意欲を持った有志」が集まり、概ね月1回話し合いをする**第1回「おしゃべり会」が開催**された。

<視察研修の様子(米原市大野木長寿村まちづくり会社)>



(日野町資料)

■ 外部のNPO法人の支援を受けながら、令和元年7月より「おたすけカゴヤ」の取組開始

- 移動支援の取組についてさらに勉強をするため、平成30年6月には「移動支援サービスについて」の研修会(講師:関西STS連絡会)を、同年7月と9月には他地域の取組の視察を行い、令和元年5～6月には運転ボランティア講習を実施し、令和元年7月より、東桜谷地区が実施する移動支援事業「おたすけカゴヤ」の取組が開始された。

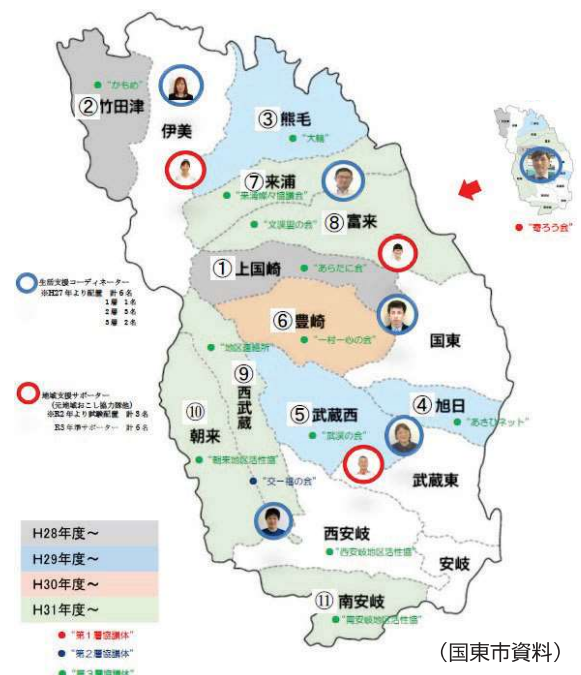
■ モデル地区(2地区)に第3層SCを配置

- 「上国崎地区」と「竹田津地区」の2つのモデル地区を選定し、地域に訪問することで話し合いを重ねた。
- モデル地区からは、「やる気はあるが、事務作業をしてくれる人が欲しい」との声があったことから、地域における活動の立ち上げ支援を行う「第3層生活支援コーディネーター(各地区1名ずつ)」を配置した(ふるさと納税を活用)。

■ 先進地視察と講演会を通じた「成功体験」の共有

- モデル2地区で協力者を得たのち、平成28年3月には先進地視察と講演会を行った。その際に、協力者と一緒に実施した講演会に大勢の人が集まったことが地域住民にとって成功体験を共有する機会となった。
- 講演会の参加者にアンケート調査を行ったところ、特に勉強したい内容として「移動支援」と「居場所」と「食事」が挙げられたことから、各々のテーマについて5～6月に地域勉強会を開催しました(なお、講演会・勉強会の内容・成果は、全戸にフィードバック)。

<国東市内の公民館区(全16地区)>

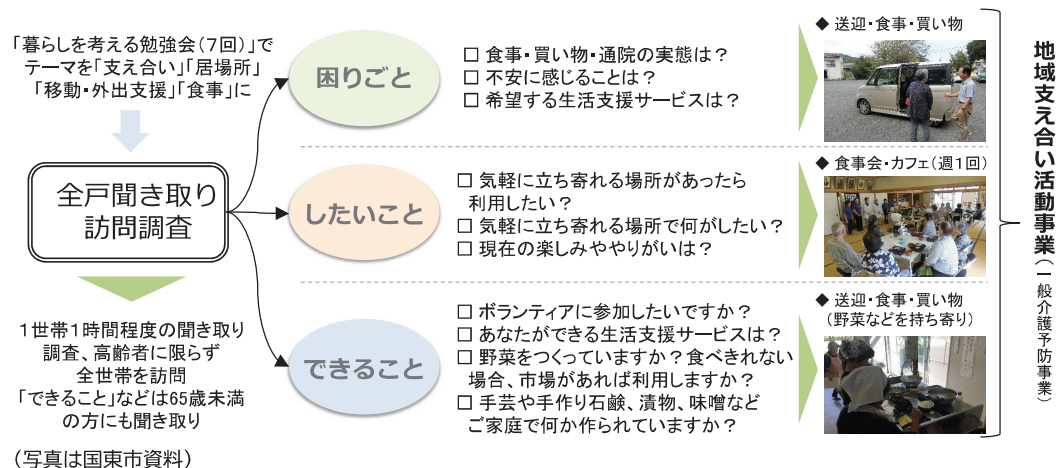


(大分県国東市 続き)

■ 全戸訪問アンケート調査の実施

- 竹田津地区では、地区内の470世帯を対象に全戸聞き取りニーズ調査を実施しており、講演会や勉強会の参加者など全29名のスタッフが調査を実施している(県補助事業を活用し、有償で実施)。
- この際、作成した調査票は、「困りごと」だけでなく、「したいこと」、「できること」を把握するような調査となっている。そして、この時に、調査に協力したスタッフや、訪問時に聞き取り調査を行った住民が、居場所での調理や送迎を行うスタッフとして活動するようになるなど、ニーズ調査のみでなく、担い手確保のための活動としても機能している。

＜全戸訪問ニーズ調査と、竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」の取組＞



28 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



(大分県国東市 続き)

■ 地域全体を巻き込むようなストーリー性を意識したアプローチ

- ① 丁寧な訪問活動や第3層SCの配置など、市・社協の地域に寄り添う姿勢が協力者を生み出し、
- ② 協力者と一緒に実施した講演会に参加者が多く集まったという「成功体験」が、地域の主体的な活動の動機付けとなり、
- ③ 講演会後に参加者に対して行ったアンケート調査が、次の勉強会につながるテーマ設定となり、
- ④ 勉強会の内容・成果を全戸にフィードバックしたことが、取組を地域に周知することにつながり、
- ⑤ 取組が周知されていたことが、全戸訪問ニーズ調査に多くの住民が協力してくれたことにつながり、
- ⑥ ①～⑤の流れの中で参加する住民が徐々に増えことで、具体的な活動の創出につながっている。

29 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

